◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第１８８号(H25. 3. 15)◆◆

＝はじめに＝

　このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝

１．重大事故等情報＝８件（３月８日～３月１４日分）
（１）乗合バスが自転車を撥ねた事故
（２）乗合バスと路面電車が接触した事故
（３）乗合バスの車内事故
（４）貸切バスがトラックに追突した事故
（５）貸切バスがトレーラに追突した事故
（６）タクシーの車両火災
（７）タクシーと乗用車が衝突した事故
（８）タクシーとトラックが衝突した事故
２．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！
３．事業用自動車の運転者の健康状態の確認の再徹底について
４．事業用トラックの事故発生状況を踏まえた事故防止の徹底について
５．高速ツアーバスにおける安全確保の再徹底について（再周知）
６．高速ツアーバスに係る緊急対策の実施について（再周知）

◇◇◇

【１．重大事故等情報＝８件】（３月８日～３月１５日分）

（１）乗合バスが自転車を撥ねた事故

３月７日（木）午後４時３０分頃、熊本県において、同県に営業所を置く乗合バスが空車で走行中、交差点を右折する際に自転車乗りを撥ねた。

この事故により、当該自転車乗りが死亡した。

事故当時、当該乗合バスの運転者は、当該交差点を右折する際に当該交差点にいた歩行者の動向を注意しながら走行したため、当該自転車乗りを認識できなかった模様。

（２）乗合バスと路面電車が接触した事故

３月１２日（火）午後１０時５５分頃、長崎県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客２８名を乗せて運行中、路面電車と接触した。

この事故による負傷者はいない。

事故現場は、片側１車線の道路と路面電車軌道が平行設置してある道路であり、当該乗合バスは、前方に停車中の車両を避けるため軌道に入り運行したところ、後方より走行してきた路面電車と自車右後方部が接触した模様。

（３）乗合バスの車内事故
３月１４日（木）午前９時３５分頃、大阪府において、府内に営業所を置く乗合バスが乗客７名を乗せて運行中、Ｔ字交差点で信号待ち後、乗客へ発車案内をして発進したところ、乗客１名（５９歳、女性）が転倒した。
この事故により、当該乗客が左肘を骨折する重傷を負った。
事故当時、当該乗客は運転席の後に座っていたが、両替のため中腰で手を伸ばした際にバランスを崩し左肘から横向きで転倒した模様。

（４）貸切バスがトラックに追突した事故
３月８日（金）午前２時４５分頃、長野県の高速道路において、同県に営業所を置く貸切バスが乗客２９名を乗せて運行中、前方を走行していた大型トラックに追突した。
この事故により、当該貸切バスの乗客１１名と当該貸切バスの運転者の計１２名が軽傷を負った。
事故現場は、ほぼ直線であり事故原因については、調査中。

（５）貸切バスがトレーラに追突した事故
３月１３日（水）午後１時４０分頃、神奈川県において長野県に営業所を置く貸切バスが乗客４７名を乗せて運行中、前方を走行していたタンクセミトレーラに衝突した。
この事故により、当該貸切バスの添乗員１名及びバスガイド１名が重傷、当該貸切バスの乗客１２名と当該タンクセミトレーラの運転者が負傷した。
事故当時、当該貸切バスは、前方を走行していた当該タンクセミトレーラとの距離が徐々につまり、混雑のため追い越し車線に抜けられず追突した模様。

（６）タクシーの車両火災
３月８日（金）午後１１時１０分頃、千葉県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名乗せて運行中、スピードメータ付近より発煙があったため、車両を停車し乗客を降ろしたところ、発煙箇所より火が上がり、車内が全焼した。
なお、この火災による負傷者はなし。

（７）タクシーと乗用車が衝突した事故
３月１０日（日）午後３時２５分頃、岩手県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客７名を乗せて運行中、当該タクシーと対向してきた乗用車が衝突した。
この事故により、当該乗用車の同乗者１名が死亡、当該タクシーの乗客７名と運転者及び当該乗用車に乗車していた２名の計１０名が軽傷を負った。
事故現場は片側１車線の直線道路で、事故当時、当該タクシーの運転者が足下

に物を落とし、これを運転中に拾おうと脇見をした事により、対向車線にはみ出し、乗用車と衝突した模様。

（８）タクシーとトラックが衝突した事故
３月１１日（月）午前０時４５分頃、神奈川県において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、トラックと衝突した。
この事故により、当該タクシーの乗客が車外に投げ出され肋骨骨折等の重傷、当該タクシーと当該トラックの運転者が軽傷を負った。
事故当時、当該タクシーの運転者が交差点の赤信号を見落とし進入したところ、当該タクシーから見て左方向から走行してきたトラックと衝突し、当該タクシーの乗客は車外に投げ出された模様。また、当該トラックは衝突の弾みで民家２件に衝突し停車した模様。

◇◇◇

ことができないおそれのある乗務員を事業用自動車に乗務させてはならないと規定するとともに、乗務しようとする運転者に対して、点呼を行い、疾病等の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認しなければならないことが規定されています。

しかしながら、健康面での問題に起因した事故は依然として発生しており、事業用自動車の運転者の健康状態の確認について、これまでも平成２３年１０月１４日付け文書（国自安第３２号）等で徹底をお願いしてきたところですが、今般、平成２４年１２月２３日、静岡県静岡市の交差点において、乗客１５名を乗せた乗合バスが路肩に駐車していた軽乗用車に接触しその弾みで信号機に衝突し、その信号機を押し出しながら、その前方のタクシーに追突し、乗合バスの乗客８名、タクシー運転者及び乗合バスの運転者の合計１０名が軽傷を負う事故が発生しました。

この事故の詳細な原因は現在調査中であるものの、当該乗合バスの運転者が、事故の直前に何らかの原因により意識を喪失したために発生したと推察されるものであることから、下記の事項について、改めて徹底を図るよう貴傘下会員に対して周知方よろしくお願い致します。

記

１．点呼の際、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等の健康状態の確認を徹底するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替させる等、適切な運行管理を図ること。

２．労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）に基づく健康診断を受診させ、また、当該健康診断等により運転者の健康状態に異常が確認された場合には、医師の診察を受けさせるなど運転者に対して適切な指導を行うこと。

３．平成２２年７月に国土交通省が策定した「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」等を活用し、日頃から運転者の健康状態の把握に努めるとともに、運転者に対し、疾病が交通事故の要因となるおそれがあることについて、事例を説明すること等により理解させ、また、健康診断の結果に基づいて生活習慣の改善を図るなど適切な健康管理を行うことの重要性を理解させること。

◇◇◇

防止対策に取り組む必要があるため、平成２４年８月に、トラック事業者における安全対策及び事故防止の徹底を図るため、事業者団体に対し要請を行いましたのでお知らせ致します。

→　（http://www.mlit.go.jp/common/000220674.pdf）

◇◇◇

4.「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」の策定

→ ガイドラインの策定・公表

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html)

5. 旅行業法の制度の見直しによる安全対策強化

→ 省令の公布 (http://www.mlit.go.jp/common/000216017.pdf)

6.「高速ツアーバスの安全通報窓口」の設置

→ 通報窓口の設置(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000006.html)

○「高速ツアーバス等の過労運転防止のための交替運転者の配置基準等の策定について」(7 月 18 日公表)

→ 関係通達の改正
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000097.html)

○「高速ツアーバスの利用者に向けた安全に関する情報の提供について」(7 月 18 日公表)

→ 利用者向け安全情報の提供
(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000098.html)

○「夜間・長距離運行する貸切バスの後退運転者の配置基準の策定について」
(11月26日公表)

→ 関係通達の改正

(http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000117.html)

◇◇◇

めに活用されます。

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）

・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０

（平日9:30～12:00　13:00～17:30）

・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆